

別紙1再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の使用電力量の合計電力量とします。
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。
4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2.の使用電力量に1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置
再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出てください。

別紙2燃料費調整額

1.燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格XおよびYは別表に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格X円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{X円} - \text{平均燃料価格}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回り、かつ、基準価格Y円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{X円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がY円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{Y} - \text{X円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4).燃料費調整額

(a)燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)(b)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

(b).基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

別表：燃料費調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	A	0.0053
	B	0.1861
	Γ	1.0757
燃料価格	X	27,400 円
	Y	41,100 円
基準単価 (1kW 時につき)		13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格XおよびYは別表に定めるものとします。

(a) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がX円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (X - \text{離島平均燃料価格}) \times 2. \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がX円を上回り、かつ、Y円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - X) \times 2. \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(c) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がY円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (Y - X) \times 2. \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4).離島ユニバーサルサービス調整額

(a)離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に2.(2)(b)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

離島ユニバーサルサービス調整額＝使用電力量×離島ユニバーサルサービス調整単価

(b).離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

別表：離島ユニバーサルサービス調整額算出係数等

項 目		値
係 数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
燃料価格	X	52,500 円
	Y	78,800 円
基準単価 (1kW 時につき)		3 厘

別紙3契約種別および電気料金

1.契約種別

契約種別は、以下のとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	てげてげプランS
	てげてげプラン
	きばいやんせプラン
	わっぜかプラン
	よかぼんプラン

2.てげてげプランS・てげてげプラン

(1)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3)契約電流

- (a) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (b) 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用

する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

(4)電気料金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款 12 条（電気料金の算定および支払条件等）1 項に定める算定期間 1 月（以下「1 月」といいます。）につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

	てげてげプランS	てげてげプラン
契約電流30アンペア	831円30銭	784円08銭
契約電流40アンペア	1,045円44銭	
契約電流50アンペア	1,306円80銭	
契約電流60アンペア	1,568円16銭	

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

	てげてげプランS	てげてげプラン
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 45 銭	21 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 16 銭	21 円 00 銭
上記超過 1 キロワット時につき	21 円 16 銭	21 円 00 銭

(c)毎月の電気使用量および請求金額については、当社 Web サイト上のお客さま個別の会員ページにおいて、お客さまご自身でご確認いただけます。この場合、当社は Web サイト上のお客さま個別会員ページにおいて請求金額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものとし、ペーパーレス割引は適用されません。なお、請求書をご希望される場合は、事務手数料として、110 円/月（消費税相当額込）を毎月の電気使用料金のお支払い時に合わせてお支払いいただきます。

3.きばいやんせプラン

(1)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3)契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4)電気料金

1月の電気料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合

は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	253円00銭
-------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	21円16銭
------------	--------

(c).お客さまが電気料金その他の請求額の明細書の郵送を不要とされる場合には、ペーパーレス割引として、ご請求毎に55円を割引いたします。なお、複数の供給地点をまとめてお支払いいただく場合は、1つの請求とみなします。

4.わけかプラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電力が原則として1キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。
- (b) 当該動力需要が存在する需要場所において電灯需要が存在する場合は、原則として電灯需要とあわせて契約するものといたします。
- (c) 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(c)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力 契約電力は、原則として、わけかプランに準じて定めます。

(5) 電気料金

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3)契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

(a) 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(b) 契約設備電力

(i) 契約設備電力は原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき別紙5(契約電力等の算定方法)に準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(ii)(i)のよりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

(iii)契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4)契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、実量制といたします。ただし、その値が1キロワット以下の場合、1キロワットといたします。

(a)新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本契約種別で新たに電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、本契約種別による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、本契約種別によって受けた電気の供給とみなします。

(b)契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力と前11月のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。

(c)契約設備電力を減少される場合で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力はといたします。）は、契約設備電力等

を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合（現象された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(5)電気料金

1月の電気料金は、以下の各号に定める基本料金、電気量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電気量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料調整額がX円を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

電気料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。なお、時間帯区分は次のとおりとします。

契約電力が10キロワット以下の場合		1契約	1,551円00銭
契約電力が10キロワットを超える場合	15キロワットまで	1契約	4,136円00銭
	15キロワット超過分	1キロワットにつき	517円00銭

(b)電力量料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	夏季・冬季料金	春季・秋季料金
昼間時間(平日)1キロワット時につき	26円50銭	23円70銭
昼間時間(休日)1キロワット時につき	21円00銭	17円60銭
夜間時間1キロワット時につき	13円00銭	

(c)電力量料金

(i)季節区分は次のとおりとします。

春季	毎年3月1日から6月30日までの期間を言います
夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間を言います
秋季	毎年10月1日から11月30日までの期間を言います

冬 季	毎年12月1日から2月28日(翌年が閏年となる場合は翌年の2月29日までの期間)を言います
-----	---

(ii)休日平日区分は次のとおりとします。

休 日	土曜日、日曜日。「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
平 日	休日以外の日をいいます

(iii)時間帯区分は次のとおりとします。

昼間時間	毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます
夜間時間	毎日午後10時から翌朝午前8時までの時間をいいます

(d)毎月の電気使用量および請求金額については、当社 Web サイト上のお客さま個別の会員ページにおいて、お客さまご自身でご確認いただけます。この場合、当社は Web サイト上のお客さま個別の会員ページにおいて請求金額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものとし、ペーパーレス割引は適用されません。なお、請求書をご希望される場合は、事務手数料として、110 円/月（消費税相当額込）を毎月の電気使用料金のお支払い時に合わせてお支払いいただきます。

別紙4進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、以下のとおりとします。

1. 照明用電気機器

(1) 蛍光灯

進相用コンデンサを蛍光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

(2) 蛍光灯

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

(3) 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
40以下	20	4.5
60以下	30	7
80以下	40	9
100以下	50	9
125以下	50	9
200以下	75	11

250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	350	75

2. 誘導電動機

(1)個々にコンデンサを取り付ける場合

(a) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (kW)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75
コンデンサ 取付容量	使用電力 100V	50	50	75	75	75	100
	使用電力 200V	20	20	20	30	30	40

(b) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合とします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	kW	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

(2)一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計とします。

3. 電気溶接機 (使用電圧200ボルトの場合とします。)

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

(2)交流抵抗溶接機

第(1)号の容量の50パーセントとします。

4. その他

1.から3.によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

別紙3（契約種別および電気料金）3.4.5の場合の契約容量または契約電力は、次により算定します。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約種開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000